

東京生存権裁判闘争ニュース

〒170-0005 豊島区南大塚2-33-10

東京社保協内 **生存権裁判を支える東京連絡会**
 電話03-5395-3165 FAX03-3946-6823

NO. 31号

2009年6月5日

東京生存権裁判 東京高裁第2回裁判

東京高裁前宣伝行動

5月14日、東京生存権裁判が行われる東京高裁前で、約40人が参加し、元気に宣伝行動を行いました。

横井邦雄原告団団長

私たちは生活保護老齢加算の廃止に対し、2年前の2月に老齢加算廃止処分取消しを求めて東京地裁に提訴しました。きょうは東京高裁で2回目の裁判を迎えています。裁判では私たちの声を聞き入れてくれません。どれだけの人が生活に困っているか。住居まで奪われている人もいます。

今の政府のやり方は、徳川時代の封建社会



とちつとも変わっていません。老人は文句を言うなど言わんばかりです。主人公は政治家ではありません。国民です。老齢加算・母子加算の廃止を撤回させましょう。

弁護士

昨年6月26日の東京地裁の判決では、老齢加算の廃止によって苦しい人がいるのに、生活保護よりも低い水準で生活している人がいる。だから廃止してもという国の解釈通りの判決でした。老齢加算を含めてやっとな生活をしていたのに、生存権を奪う判決です。今、高裁で闘っています。ご一緒に生存権を守るため裁判を勝利させていきましょう。

荒川支える会

生活保護の老齢加算・母子加算が廃止された。日本では年間3万人以上の自殺者が11年続いている異常な事態です。こんなに自殺者がいるのに、何ら対策がなされていません。

お知らせ

国民が安心して暮らせるよう老齢加算廃止・母子加算廃止撤回させ元に戻させましょう。

高裁あて署名

個人署名 七万六〇三〇筆

団体署名 四八九団体

大いに広げていきましょう

新宿支える会第3回総会

6月16日(火) 18時30分

若松地域センター2F第2集会室

生存権裁判を支える東京連絡会幹事会

6月19日(金) 13時30分

労働会館5階会議室

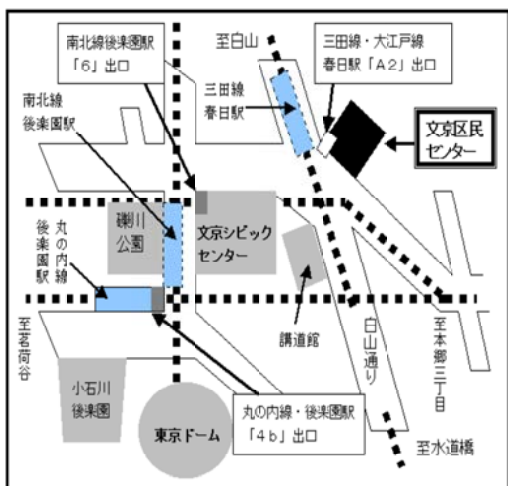
全国連絡会総会&シンポ

6月13日(土) 13時~15時シンポジウム

15時~16時総会

会場 文京区民センター3A

誘い合わせてご参加下さい



高裁第2回 裁判報告集会

高裁第2回裁判の内容と弁護 士会館での報告集会

裁判の報告をする田見弁護士



が問題。また、富家証人以外の証人は、何が「健康で文化的な最低限」なのかの問題。本件では法56条の適用の有無が問題となることは理解しているが、そうではなく朝日訴訟最高裁判決の枠組みで考えるとなった場合、何が「最低限度」かは基本的には厚労大臣が決めるということになるので、専門家証人等がこれが「最低限度」だと言っても裁判所は判断できないのではないかとその点の議論が必要である。人証の採否は次回に決める。被控訴人も採否について書面を出すなら次回までに出すようにと述べました。

被告側からは何の弁論もなく、第1回裁判に対する反論の書面だけ提出されました。

5月14日、生存権裁判の東京高裁での第2回裁判が14時から一〇一大法廷で行われました。各地域支える会、都団体、原告団、弁護士など一四二人が参加し裁判に臨みました。法廷が満杯の状態で見守りました。

青柳馨裁判長からは、控訴人本人尋問による立証内容が判断とどう結びつくか

田見弁護士から第2回裁判で提出した書面について説明がありました。①老齡加算創設の経緯等に関して、老齡加算が出来た当時の厚生省の課長の証言を集めた富家貴子（金沢福祉専門学校教員）さんの意見書 ②生活保護に関する専門委員会の岩田正実委員長から老齡加算廃止の経緯と裁判での判断について大変不服であるという意見書 ③原告その他高齡生活保護受給者の生活実態について、民医連生活実態報告書 ④高齡者及び低所得者の生活実態と法56条、憲法25条違反について、日本福祉大学近藤克則教授の意見書 ⑤「健康で文化的な生活水準」について佛教大学金沢教授の意見書 ③通

⑥アンケートを行った原告の生活実態

決意表明をする原告のみなさん



調査報告書について ⑦朝日訴訟の最高裁判決がある。その枠組みでやるのか枠組みを変える必要があるのかの裁判長発言に対する弁護団の見解等の準備書面を提出しましたとの報告がありました。

原告の決意表明

第2回裁判に参加した原告8名のみなさんから、「私の生きていくうちに何としても裁判を勝利させたい」「みなさんのご奮闘に感謝申し上げます。私も元気に頑張ります」「生き続けていくために生存権裁判は負ける訳にはいきません。私も頑張ります」など熱い決意が述べられました。

第3回裁判

7月16日（木）14時
東京高裁一〇一号法廷

北九州生存権裁判 福岡地裁が不当判決

6月3日に北九州市の生活保護受給者39人が同市に対し老齡加算の廃止決定の取消しを求めた裁判の判決が福岡地裁で行われました。判決の主な点は○憲法の定める「健康で文化的な最低限度の生活」を維持するに足りるものでなければならぬところ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられている。

○単身無職の60歳から69歳までの者より、70歳以上の生活扶助相当消費支出が低いこと。

○70歳以上であることを理由に、一律に基準生活費に一定額を加算する必要があるということではない。

○「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」の最終的な報告書でも、生活扶助基準は基本的に妥当であったとされている。老齡加算を減額・廃止したことが著しく不合理であったということまではできない。

○原告の多くが、テレビを保有し、新聞を購読するなどしていること、原告らの多くは定期的に外出し、趣味を有する者も見られること等、原告らの生活が、健康で文化的な生活水準を下回っているということはできない。といった、今までにない不当な判決となっています。